

令和6年度
廃棄物処理施設設置者等講習

廃棄物処理施設の維持管理等について

川崎市環境局廃棄物指導課
処理施設許可係

1

このファイルは自動再生されるスライドショーのファイル形式です。途中で一時停止ができないため御注意ください。
説明内容を記載したPDFファイルについても公開しておりますので、併せて御確認ください。

それでは、廃棄物処理施設の維持管理等について、説明していきたいと思
います。

講習資料に関するアンケート

講習資料をご覧いただいた事業者様は
アンケートに御協力をお願いいたします。

アンケート回答フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/517455>



2

講習資料をご覧になられた事業者様はアンケートに御回答いただけますようお願いいたします。

※ 本講習会のスライドについて

処分業 … 主に産業廃棄物処分業に係る項目

施設 … 主に産業廃棄物処理施設(15条施設)に係る項目

表 設置許可の対象となる産業廃棄物処理施設(15条施設) 一部抜粋

施設の種類	処理能力	定期検査・ 情報公開対象
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超	
汚泥(PCB汚染物及び PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	5m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積2㎡以上	◎
廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	
廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設	1m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積2㎡以上	◎
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超	
廃プラスチック類の破砕施設	5t/日超	
廃プラスチック類(PCB汚染物及び PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	100kg/日超 火格子面積2㎡以上	◎
木くず又ははがれき類の破砕施設	5t/日超	
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	◎
廃石棉等又は石棉含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	◎
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべてのもの	◎
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべてのもの	◎
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	◎
産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上 火格子面積2㎡以上	◎

3

今回説明する資料には、表示されているように処分業および施設のマークをつけています。

「処分業」のマークがついている箇所は、産業廃棄物処分業に関わる項目、「施設」のマークがついている箇所は、産業廃棄物処理施設、いわゆる15条施設に関わる項目となっています。

参考までに設置許可が必要となる15条施設の一部を表示しています。

なお、一般廃棄物処分業に係る項目や一般廃棄物処理施設に係る項目については、手続きの流れなど、産業廃棄物とほとんど変わらない場合には一般廃棄物についても記載していますが、

産業廃棄物と異なる点が多くあるので、基本この資料には含まれていませんので、あらかじめ、ご了解ください。

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 地球温暖化・災害対策について 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

4

こちらが、今回説明する内容となります。

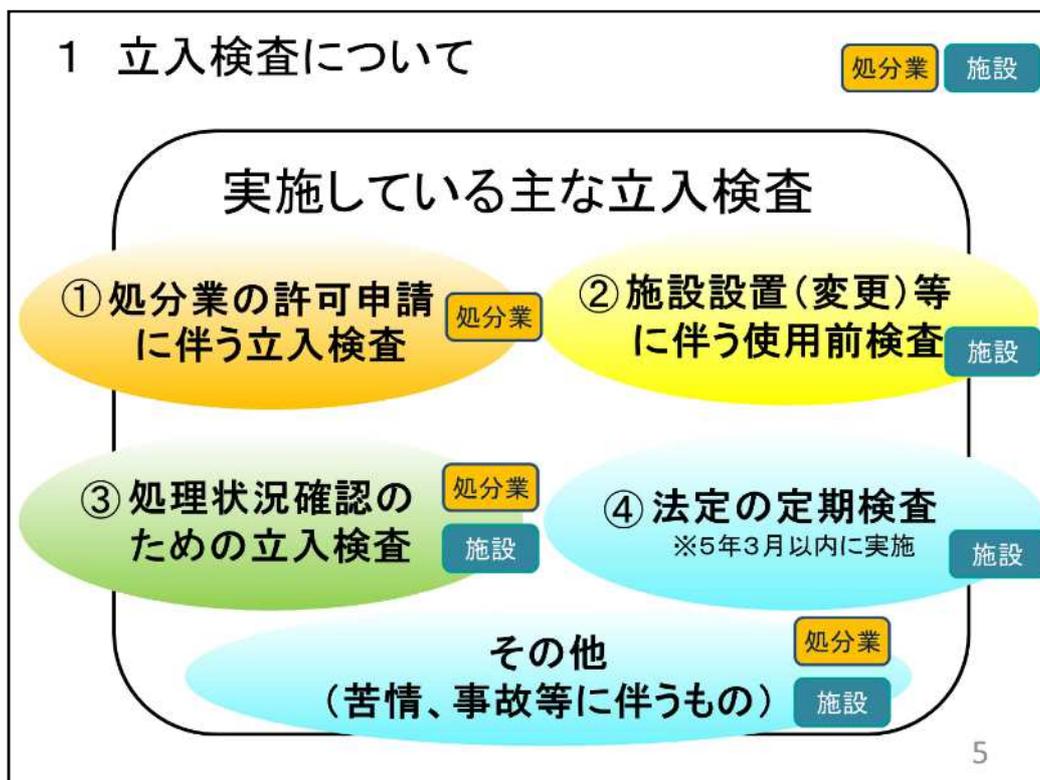
「立入検査について」では、立入検査の目的及び立入検査における確認事項を説明します。

「技術上の基準について」では、産業廃棄物処理施設における技術上の基準、及び維持管理の技術上の基準、並びに技術管理者、及び処理責任者の設置について説明します。

「変更の許可と届出について」では、施設及び産業廃棄物処分業において、どのような場合に変更前の許可が必要で、どのような場合に変更後の届出が必要になるのか、事例を踏まえて説明します。

その他、情報公開、地球温暖化・災害対策及び補助事業等について説明します。

はじめに、立入検査について説明いたします。



廃棄物処理施設及び産業廃棄物処分業について、廃棄物指導課が実施している立入検査は主に4つあります。

- 1つ目は、処分業の新規・更新・変更許可申請に伴う立入検査です。
- 2つ目は、廃棄物処理施設設置許可及び変更許可等に伴う使用前検査です。
- 3つ目は、処理状況確認のための定期的な立入検査です。この定期的な立入検査については、法律に基づき、その年度に立入対象と定めた施設を設置している事業者や、処分業の更新を翌年度に控えている事業者を対象として行っているものです。
- 4つ目は、焼却施設等一部施設を対象とした法定の定期検査です。対象施設については、前回の検査日から5年3か月以内に検査を受けるよう、定期検査の申請を行わなければなりません。

また、この他にも、市民からの苦情や、事故等があった際に、確認の立入検査も行っております。

1-1 立入検査の目的

処分業

施設

- ・ 廃棄物中間処理施設の運転状況確認
- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 保管基準遵守
- ・ 委託基準遵守
- ・ 維持管理状況の確認

現場の確認

- ・ 処理施設の稼働状況
- ・ 廃棄物の保管状況

書類の確認

- ① 帳簿
- ② 委託契約書
- ③ 点検表
- ④ マニフェスト

6

立入検査を行う目的は、主に

- ・ 施設の運転状況
 - ・ 廃棄物の適正処理
 - ・ 保管基準の遵守
 - ・ 委託基準の遵守
 - ・ 施設の維持管理状況
- の確認となります。

立入検査では、処理施設の稼働状況や、廃棄物の保管状況について確認する、「現場の確認」を行っています。

また、帳簿、委託契約書、施設点検表、及びマニフェストを確認する、「書類の確認」を行っています。

次のスライドから書類の確認について、詳しく説明していきます。

1-2 立入検査における確認事項

処分業

施設

①帳簿について

処理施設を設置している事業者は、当該事業所ごとに、処理施設において処理する産業廃棄物の種類ごとに、必要事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。

帳簿を備えることが義務づけられている事業者

- ・その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で、産業廃棄物処理施設を設置している事業者
- ・産業廃棄物処理業者
- ・その他(焼却施設設置者、事業場外の処分、特管の自ら処理)

帳簿を備え、その産業廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければなりません。

- ・ 帳簿は**事業場ごと**に備える
 - ・ 帳簿は1年ごとに閉鎖する
 - ・ 帳簿は閉鎖後**5年間**事業場ごとに**保存**する
- 規則第8条の5
規則第10条の8

7

帳簿について説明いたします。

帳簿とは、処理施設において処理する産業廃棄物の種類毎に環境省令で定める事項を記載するものです。

帳簿を備えることが法令で義務づけられている事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で、産業廃棄物処理施設を設置している事業者、及び産業廃棄物処分業者となっております。

帳簿は事業場ごとに備え、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存することとなっております。

帳簿の記載事項

(排出事業者で産業廃棄物処理施設設置者等)

施設

規則第8条の5

自社処分	<ol style="list-style-type: none">1. 処分年月日2. 処分方法ごとの処分量3. 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 毎月末までに、前月中の事項について、記載を終了していただけないといけない。
- 産業廃棄物を生ずる事業場の外において処分を行う場合は、別途規定あり。
- 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかとすること

8

続いて、帳簿の記載事項を説明します。

こちらは、排出事業者自ら産業廃棄物を処理する場合の記載事項です。

処分年月日、処分方法ごとの処分量、及び処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量を記載する必要があります。

これらの内容を、毎月末までに、前月中の事項について、記載を終了していただけないなりません。

帳簿の記載事項(産業廃棄物処理業者)1/3

処分業

規則第10条の8

収集 または運搬	<ol style="list-style-type: none">1. 収集または運搬年月日2. 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号(★)3. 受入先ごとの受入量4. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量5. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	<ol style="list-style-type: none">1. 委託年月日2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号3. 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号(☆)4. 運搬先ごとの委託量

※(★)の事項については管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載すること。

(☆)の事項については産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。

その他の事項については毎月末までに、前月中の事項について、記載を終了していなければならない。

9

こちらは、処分業の場合の帳簿の記載事項です。

3つのスライドに分けて説明します。

説明に入る前に、記載の期限についてお伝えします。

ここで紹介する記載事項のうち、

★(黒い星マーク)が付いている事項については、管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載しなければなりません。

☆(白い星マーク)が付いている事項については、産業廃棄物の引渡しまでに記載しなければなりません。

その他の事項については毎月末までに、前月中の事項について、記載を終了していなければなりません。

それでは本題に入ります。

自社で収集または運搬を行う場合は、「収集または運搬」の項目を記載します。収集または運搬年月日等、5項目の記載事項があります。

他社に運搬を委託する場合は、「運搬の委託」の項目を記載します。委託年月日等、4項目の記載事項があります。

帳簿の記載事項(産業廃棄物処理業者) 2/3

処分業

処分	<ol style="list-style-type: none">1. 受入れ又は処分年月日2. 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号(★)3. 受入先ごとの受入量4. 処分方法ごとの処分量5. 処分後の(特別管理)産業廃棄物の持出先ごとの持出量
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ (★)の事項については管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載すること。

その他の事項については毎月末までに、前月中の事項について、記載を終了していなければならない。

10

他社から受け入れた廃棄物を自社の施設で処分するものについては、「処分」の項目を記載します。受入れ又は処分年月日等、5項目の記載事項があります。

処分の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託年月日 2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3. 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号(☆) 4. 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号(☆) 5. 交付した管理票ごとの、受け入れた(特別管理)産業廃棄物に係る第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号(☆) 6. 受託者ごとの委託の内容及び委託量
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ (☆)の事項については産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。
その他の事項については毎月末までに、前月中の事項について、
記載を終了していなければならない。

自社で処分したもの等を他社に処分委託するものについては、「処分の委託」の項目を記載します。委託年月日等、6項目の記載事項があります。

② 委託契約書の記載事項 1/3

処分業

施設

令第6条の2、規則第8条の4の2

1	委託する廃棄物の種類及び数量
2	委託契約の有効期間
3	委託者が受託者に支払う料金
4	受託者の許可の事業範囲(収集運搬の場合、排出場所と処分場所(積保の場所)それぞれの場所で許可をもっているか確認してください)
5	受託者への廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項 ・性状、荷姿 ・通常の保管状態での腐敗揮発等性状の変化 ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障 ・JISC0950の含有マーク  がある場合、マークの表示に関する事項 ・石綿含有産業廃棄物の有無 ・その他取り扱う際に注意すべき事項
6	産業廃棄物の性状等の情報に変更があった場合の伝達方法
7	受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
8	契約解除時の処理廃棄物の取扱いに関する事項

12

続いて、委託契約書の記載事項です。

3つのスライドに分けて説明します。

法律で、産業廃棄物の委託処理には契約書が必要となり、記載事項をこちらに示しています。

令和5年度の資料では、処分業関係の資料として紹介しましたが、廃棄物処理法上の、産業廃棄物の委託契約書(令第6条の2)の規定は、排出事業者及び「中間処理業者として処分受託した後の処分依頼者」(2次マニフェストの交付者など)に適用されます。

産業廃棄物の排出事業者で収集運搬又は処分を委託する場合は適用されます。産業廃棄物処理施設に係る基準ということではないので、今までは「施設」のマークを外していましたが、

産業廃棄物処理施設の立入検査では、脱水処理後の脱水ケーキや、焼却処理後の燃え殻、ばいじんの委託契約書の確認などを行っており、

理解していただきたい事項ですので、今回から「施設」のマークを入れていきます。

記載事項は、委託する廃棄物の種類、及び数量、委託契約の有効期間、委託者が受託者に支払う料金等があります。

② 委託契約書の記載事項 2/3

処分業

施設

9	収集・運搬を委託する場合 <ul style="list-style-type: none">・運搬の最終目的地の所在地・積替保管場所を経由するときは、その場所の所在地、保管できる廃棄物の種類及び保管上限・安定型産業廃棄物にあつては、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
10	処分を委託する場合 <ul style="list-style-type: none">・処分場所の所在地、処分方法及び処理能力 (最終処分についても同様に記載すること)

ここまでが、契約書への記載事項となり、計10項目あります。

② 委託契約書の記載事項 3/3

処分業

施設

規則8条の4

添付する書類

1	許可証の写し(許可期限の切れていないもの)
2	環境大臣の認定を受けた者の場合、認定証の写し
3	その他、受託者が他人の産業廃棄物の収運又は処分を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の収運又は処分がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

- 収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約を結んで下さい。
- 再委託は原則禁止となっておりますので御注意下さい。

- ・ 委託契約書及び添付書類は、契約終了後**5年間保存**する

[規則第8条の4の3]

14

契約書の添付書類については、上の表の3項目となります。1の許可証の写しは、期限の切れていないものを添付する必要があります。

なお、表の枠外に記載していますが、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約を結ぶ必要があり、再委託は原則禁止となっておりますので御注意下さい。

契約書及び添付書類は、契約終了後5年間保存します。

処分業

施設

④ マニフェスト記載の注意点

種類及び数量未記入が多いです

最終処分場所未記入が多いです

処分の委託B票で、処分終了年月日が記載されている等正しい記載がされていません

最終処分を行った場所未記入が多いです

処分方法
許可証に記されている処分方法を記入して下さい例)
○ 焼却、溶融 等
× サーマルサイクル

最終処分終了年月日E票のみ記載してC1票への未記入が多いです。

5年間保存 [規則第8条の21の2]

中間処理後物を売却する場合、中間処理事業所名あるいは売却である旨を記載する

続いて、マニフェストについてです。

立入検査時に、記載間違いが多く、指導している点をまとめています。

- ・種類及び数量を忘れずに記載しているか確認してください。
- ・処分方法については、許可証に記されている処分方法を記入してください。
- ・(紙マニフェスト中段にある)最終処分の場所は、未記入が多いので、御注意ください。
- 「委託契約書記載のとおり」にチェックが入っているケースも多く見ますが、委託契約書に最終処分場の記載がない、というケースも見受けられます。
- ・処分の委託、B票で、処分終了年月日が記載されている等、正しい記載がされていないことがあります。
- ・最終処分を行った場所は、やはり未記入などが多いので、御注意ください。

- これも①「委託契約書記載のとおり」と記載して、委託契約書には最終処分場の記載がない、
- ②帳簿に記載されている最終処分を行った場所が、委託契約書にある最終処分場のリストにない
- (昔から委託契約が続いていて、最終処分場に関する事項が古くて更新されていない)というケースも見受けられます。
- ・最終処分終了年月日の記載は、中間処理業者が排出事業者に送付するE票には記載しているものの、自らが保存するC1票には未記入という事例が多いのでご注意ください。

(廃棄物処理法には、複写式マニフェストで書いていないので判りにくいですが、規則第8条の25の2がこれに該当します。)

・紙マニフェストについては、5年間保存します。

電子マニフェストについて(お知らせ)

電子マニフェストは、紙マニフェストと比べ**様々なメリットがあります**。未加入の事業者は加入を御検討ください。

例えば…

- | | | |
|-------------------|---|-----------|
| ● マニフェストの5年間保存が不要 | } | 事務作業時間の削減 |
| ● D票・E票等の返送が不要 | | |
| ● 集計が不要で行政報告が容易 | | |
| ● 必須項目の入力漏れ防止 | } | 不適正処理の防止 |
| ● マニフェスト紛失の防止 | | |
| ● 偽造の防止 | | |
| ● 処理状況の把握が容易 | | |

電子マニフェストシステムへの加入申し込みは
JWNETのホームページから行うことができます。



17

ここで、電子マニフェストについてお知らせです。
電子マニフェストを導入すると、紙マニフェストに比べて様々なメリットがあります。

例えば、

- ・紙マニフェストの場合は義務になる5年間の保存が、電子マニフェストの場合は不要になる
 - ・契約先へのD票・E票等の返送が不要になる
 - ・集計が不要となり、行政への報告が容易になる
 - ・先程紹介した必須項目への入力漏れを防止できる
 - ・マニフェストの紛失・偽造を防止できる
 - ・処理状況の把握が容易になる
- 等があります。

今年度の産業廃棄物処分業への立入検査では、2次マニフェストに関しては、ほぼ電子マニフェストを利用されていましたが、1次マニフェストでは、他都市の排出事業者による影響がほとんどでしたが、紙マニフェストの使用も見受けられました。
電子マニフェストシステムへの加入申し込みはJWNETのホームページから行うことができます。電子マニフェストを導入されていない事業者は、この機会に電子マニフェストシステムへの加入を御検討くださいますようお願いいたします。

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 地球温暖化・災害対策について 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

18

続いて、技術上の基準について説明いたします。

ここでは、15条施設を設置する事業者が対象となります。

2-1 技術上の基準

施設

規則第12条

(共通基準)

- 荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全な構造
- 排ガス、排水及び使用する薬剤等による腐食防止措置
- 廃棄物の飛散、流出及び悪臭の防止設備
- 騒音及び振動によって生活環境を損なわない対策
- 排水を放流する場合、必要な排水処理設備の設置
- 受入、貯留設備が十分な容量を有すること

この他に、各施設ごとの個別基準がある。(規則第12条の2)

19

まず、施設の構造に係る技術上の基準を示します。

こちらの基準は、施設の構造上、つまりハード面についての基準となります。荷重、地震力、温度応力に対して構造耐力上安全な構造であること等、6つの基準があります。

ここに記載されている共通基準のほか、脱水施設や乾燥施設等、施設の種類に応じた各施設ごとの個別基準があります。

2-2 維持管理の技術上の基準

規則12条の6

施設

(共通基準)

- ・ 受け入れる際に必要な性状の分析及び計量
- ・ 処理する際には、投入量は処理能力を超えないこと
- ・ 異常事態(流出など)時に生活環境の保全に必要な措置を講ずること
- ・ 施設の正常な機能維持のための定期的な点検
- ・ 廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散の防止措置
- ・ 構内の清潔の保持
- ・ 騒音及び振動の防止
- ・ 排水を放流する場合は、放流水の定期的な水質検査
- ・ 施設の維持管理に関する点検、検査等の記録の作成、保存(3年保存)

この他に、各施設ごとの個別基準がある。(規則第12条の7)

技術管理者の責務・・・

維持管理の技術上の基準に違反しないよう、他の職員を監督する。

20

次に、維持管理の技術上の基準を示します。

維持管理の技術上の基準は、処理施設をどのように運用するか、つまりソフト面での基準となります。

(先の、技術上の基準と条文が似ているものがありますが、この違いはハード面かソフト面かの違いと考えると判りやすいと思います。)

受け入れる際に必要な性状の分析及び計量を行うこと、処理する際には投入量は処理能力を超えないこと等、9つの基準があります。

こちらについても、ここに示した共通基準の他に、施設の種類に応じた各施設ごとの個別基準があります。

この維持管理の技術上の基準に違反しないよう、他の職員を監督する責務を持つものとして、15条施設には技術管理者を置かなければなりません。

2-3 技術管理者・処理責任者の設置

施設

廃棄物処理施設技術管理者の設置:

法第21条

廃棄物処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を設置しなければならない。

※ 原則として、廃棄物処理施設技術管理者講習の修了が必要です。

産業廃棄物処理責任者の設置:

法第12条第8項

排出事業者で産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、処理責任者を置かなければならない。

技術管理者・処理責任者を変更したら、**変更日から30日以内に報告書を御提出**ください。

21

技術管理者の設置は、法令で定められております。

技術管理者は、原則として廃棄物処理施設技術管理者講習の修了が必要です。

また、排出事業者で産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、処理責任者を置かなければなりません。

技術管理者・処理責任者を変更したら、変更日から30日以内に報告書を廃棄物指導課まで御提出ください。

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 地球温暖化・災害対策について 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

続いて、変更の許可と届出について説明いたします。

3-1 変更の種類

処分業

施設

施設
に関する
変更

変更 許可

- ・中核設備の変更
- ・処理能力10%以上増
等

軽微変更 届出

- ・処理能力10%未満増
等

処分業
に関する
変更

変更 許可

- ・処理品目
 - ・処理方法
 - ・限定の解除
- の追加

変更 届出

- ・処理能力の変更
- ・装置の追加
- ・保管場所の変更
等

※ 関係法令等に係る所管の局、機関への手続きが必要となる場合がある。

23

施設及び処分業における変更は、変更前に許可を得る必要がある場合、いわゆる変更許可と、変更後に届出を行う場合があります。

なお、他法令等に係る変更となる場合は、所管の局、機関への手続きが別途必要になります。

これらは、変更計画を進めるうえでの、スケジュールに大きく影響していきますので、なるべく早いうちに相談をしてください。

それでは、施設・処分業それぞれの変更について説明していきます。

3-2 施設の変更(変更許可及び軽微変更届の要件等)		
産業廃棄物処理施設:規則第12条の8 一般廃棄物処理施設:規則第5条の2		
	変更 許可	軽微変更 届出
処理能力	10%以上増加	減少・10%未満の増加
位置・構造等		
設備の位置、処理方法、構造及び施設の変更	中核設備に関する変更	中核設備以外に関する変更
設計計算上達成できる生活環境への負荷	負荷が増大	負荷が増加しない場合
排ガス、排水の排出方法及び量	排出方法の変更、量が増大する場合	排ガス、排水の量が増大しない場合
維持管理計画		
達成値	生活環境への影響 増大	生活環境への影響 減少
測定頻度	減少	増加
その他の維持管理に関する事項の変更		

24

※施設変更許可の事項に該当しない変更が「軽微な変更」

施設について、変更前に許可が必要な場合、変更後の届出が必要な場合を説明します。

※この部分に関しては、一般廃棄物処理施設においても同様の条文があります。

処理能力については、10%以上増加する場合は変更前に許可が必要であり、能力減少または10%未満増加する場合は変更後の届出になります。

位置・構造等については、中核設備に関する変更、生活環境への負荷が増大、排出方法の変更または量が増大する場合は変更前に許可が必要です。中核設備以外の変更、生活環境への負荷が増加しない変更、排ガス・排水の量が増大しない場合は変更後の届出になります。

維持管理計画については、生活環境への影響が増大する、維持管理計画に関する測定頻度が減少する、その他維持管理に関する事項の変更を行う場合は変更前に許可が必要です。また、生活環境への影響が減少する、維持管理計画に関する測定頻度を増加させる場合は変更後の届出になります。

※規則第12条の8(第5条の2)の各号にある、施設の変更許可の事項に、いずれも該当しない変更が、「軽微変更に該当する」ということになっています。

軽微変更届出(産業廃棄物処理施設)

施設

規則第12条の10で規定する軽微変更
法第15条の2の6第3項に規定するその他の軽微変更 等

- 保管場所の変更(生活環境への負荷が増大しないもの)
- 処理後の焼却灰・汚泥等の処分方法※
- 廃棄物の搬出入の時間及び方法の変更
- 着工または使用開始予定年月日
- 役員、法定代理人、政令使用人、5%以上の株主又は出資者 ⇒この届出書が遅れるケースが多いです。
- 設置者氏名、名称、住所、代表者の氏名
- 処理施設の廃止・休止・再開

※ 一般廃棄物処理施設の場合 → 処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (規則第5条の4)

25

なお、変更後の届出は

- ・保管場所の変更(生活環境への負荷が増大しないもの)
 - ・処理後の焼却灰・汚泥などの処分方法の変更
 - ・廃棄物の搬出入の時間及び方法の変更
 - ・着工または使用開始予定年月日の変更
 - ・役員、法定代理人、政令使用人、5%以上の株主又は出資者の変更
 - ・設置者氏名、名称、住所、代表者の氏名の変更
 - ・処理施設の廃止・休止・再開
- を行う場合も必要です。

役員の変更に関して提出が遅れるケースが見受けられますので、注意してください。

3-3 処分業の変更 ～変更許可申請・届出～

処分業

変更許可

法第14条の2第1項

処分の事業の範囲を変更しようとするとき ⇒ 許可を受けなければならない。

事業の範囲の変更とは

通知：昭和52年3月26日付環計37号

ア 処理方法の変更

(例：「木くずの焼却」の他に「木くずの破碎」を追加)

イ 処理品目の追加

(例：「がれき類破碎」の他に「ガラスくずの破碎」の追加)

ウ 許可証に記載された限定の解除

(例：「金属くずはがれき類に付着するものに限る」等の解除)

変更届出

法第14条の2第3項

以下に該当する場合は変更届出

- ・事業の全部若しくは一部を廃止したとき
- ・住所その他環境省令で定める事項を変更したとき

26

つづいて、処分業について、変更前に許可が必要な場合、変更後の届出が必要な場合を説明します。

変更前の許可が必要になる場合は、事業の範囲を変更しようとするときになります。

事業の範囲の変更とは、「処理方法の変更」「処理品目の追加」「許可証に記載された限定の解除」が対象になります。

一方、事業の全部もしくは一部を廃止したとき、住所変更等の場合は変更後の届出になります。

3-4 処分業変更届出

処分業

その他環境省令で定める事項(変更届出)

規則第10条の10

- ① 氏名又は名称
- ② 法定代理人、役員、5%以上の株主又は出資者、政令使用人
- ③ 事務所及び事業所の所在地
- ④ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模
- ⑤ 保管場所(所在地、面積、保管する種類、保管上限)

27

また、変更後の届出は、

- ・氏名又は名称の変更
 - ・法定代理人、役員、5%以上の株主又は出資者、政令使用人の変更
 - ・事務所及び事業所の所在地の変更
 - ・事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更
 - ・保管場所の変更
- を行う場合も必要です。

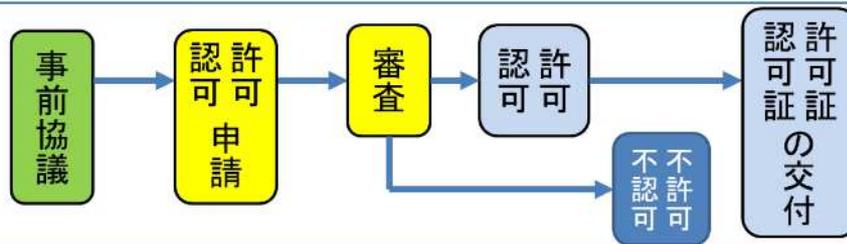
役員の変更に関して提出が遅れるケースが見受けられますので、注意してください。

3-5 その他の許可・認可が必要な変更 (譲受け・借受け、合併分割)

施設

産業廃棄物処理施設:法第15条の4、一般廃棄物処理施設:法第9条の5 法第9条の6

- ① 処理施設を別法人から譲受け又は借受けしようとする場合は**譲受け等の許可**
- ② 処理施設を所有する法人が合併又は分割を行う場合は**合併又は分割の認可**



処分業

※ 処分業については許可の承継等はできないため、法人格が変わる場合には新規処分業許可手続きが必要になります。

28

その他、処理施設を別法人から譲受け又は借受けしようとする場合や、処理施設を所有する法人が合併または分割を行う場合は事前の許可が必要になります。

処分業については、処分業許可の承継等は出来ないため、法人格が変わる場合は新しい法人での新規処分業許可手続きが別途必要になりますので御注意ください。

3-6 変更に関する事例

事例1

処分業者であるA社は、**廃プラスチック類(10t/日、15条施設※)**の**破碎施設**を保有している。

処理後物の保管場所を、敷地内で別の場所に移動させたいが、どのような手続きが必要か？

※15条施設とは、設置許可を受けた産業廃棄物処理施設を指す。

29

産業廃棄物処理施設の新規許可や産業廃棄物処分業の新規許可を取得した、その後に、これらの施設に係る変更をしたい場合、

これが産業廃棄物処理施設の変更許可に当たるか、軽微変更届出にあたるか、
産業廃棄物処分業の変更許可に当たるか、変更届出にあたるかで、
変更に関する手続きが変わってきます。

それでは、変更に関する事例をいくつか紹介します。

処分業者であるA社は、1日当たり10tの処理能力を持つ15条施設として登録されている”**廃プラスチック類の破碎施設**”を保有しています。

この施設で破碎された処理後物の保管場所を、施設内で別の場所に移動させる場合、どのような手続きが必要になるでしょうか。

事例1 答え

処分業者であるA社は、廃プラスチック類(10t/日、15条施設※)の破碎施設を保有している。

処理後物の保管場所を、敷地内で別の場所に移動させたいが、どのような手続きが必要か？

施設

保管場所の変更にあたるため、軽微変更届の手続きが必要である。

※保管場所変更前に、手続き及び提出書類について事前の確認が必要である。

処分業

処分業についても、保管場所の変更にあたるため、変更届の提出が必要である。

※保管場所変更前に、変更内容を反映した事業計画書等を提出し、その内容について事前の確認が必要である。

30

施設としては保管場所の変更にあたるため、軽微変更届の手続きが必要です。なお、保管場所変更前に、手続き及び提出書類について事前の確認が必要になりますので御注意ください。

処分業についても、保管場所の変更にあたるため、変更届の提出が必要です。また、変更前に変更内容を反映した事業計画書等を提出し、その内容について事前の確認が必要になります。

事例2

処分業者であるB社は、**木くずの破碎施設(50t/日、15条施設)**を保有している。

作業の効率化のため、**木くずの破碎機の位置を変更しようとする場合、どのような手続きが必要か？**

31

それでは次の事例について考えていきましょう。

処分業者であるB社は、1日当たり50tの処理能力を持つ“**木くずの破碎施設**”を保有しています。

作業の効率化のため、**木くずの破碎機の位置を変更しようとする場合、どのような手続きが必要でしょうか。**

事例2 答え

処分業者であるB社は、**木くずの破碎施設(50t/日、15条施設)**を保有している。
作業の効率化のため、**木くずの破碎機の位置を変更**しようとする場合、どのような手続きが必要か？

施設

処理施設の位置の変更は許可を要する変更該当するため、**変更許可申請**の手続きが必要である。
※処理施設の位置の変更前に、手続き及び提出書類について**事前の確認**が必要である。

処分業

処分業については事業の範囲に関する変更ではないが、事業の用に供する施設の変更該当するため、**変更届**の提出が必要である。

32

施設としては、処理施設の位置の変更は許可を要する変更該当するため、変更許可申請の手続きが必要です。なお、先ほどの事例と同様に、処理施設の位置の変更前に、手続き及び提出書類について事前の確認が必要になります。

処分業については、事業の範囲に関する変更ではないですが、事業の用に供する施設の変更該当するため、変更届の提出が必要になります。また、処理施設の位置の変更前に、変更内容を反映した事業計画書等を提出し、その内容について事前の確認が必要になります。

事例3

処分業者であるC社は、**がれきの破碎施設(300 t/日、1日8時間稼働。15条施設)**を保有している。

稼働時間を**8時間→24時間(900 t/日)**に変更したいが、どのような手続きが必要か？

33

それでは次の事例について考えていきましょう。

処分業者であるC社は、“**がれきの破碎施設**”を保有しています。この破碎施設は、1日当たり300t処理を行い、1日8時間稼働しています。

稼働時間を8時間から24時間に変更し、1日当たりの処理量を900tに変更する場合、どのような手続きが必要になるでしょうか。

事例3 答え

処分業者であるC社は、がれきの破碎施設(300t/日、1日8時間稼働。15条施設)を保有している。

稼働時間を8時間→24時間(900t/日)に変更したいが、どのような手続きが必要か？

施設

「10%以上の処理能力増加」にあたるため、変更許可申請の手続きが必要である。処理能力の増加に伴い、処理能力計算書の変更や保管場所が確保できているか、等の確認が必要である。

処分業

処分業については事業の範囲に関する変更ではないが、事業の用に供する施設の変更に該当するため、変更届の提出が必要である。

34

施設としては、10%以上の処理能力増加にあたるため、変更許可申請の手続きが必要です。また、処理能力の増加に伴い、処理能力計算書の変更や保管場所が確保できているか、等の確認が必要になります。

処分業については、事業の範囲に関する変更ではありませんが、事業の用に供する施設の変更に該当するため、変更届の提出が必要になります。また、変更前に、変更内容を反映した事業計画書等を提出し、その内容について事前の確認が必要になります。

事例4

処分業者であるD社は、廃プラスチック類の破碎施設(50t/日、15条施設)を保有している。

当該破碎施設で、廃プラスチック類の他に木くずの破碎(50t/日)を追加で行おうとした場合、どのような手続きが必要か？

35

それでは次の事例について考えていきましょう。

処分業者であるD社は、1日当たり50tの処理能力を持つ廃プラスチック類の破碎施設を保有しています。

この破碎施設で、廃プラスチック類の他に1日当たり50tの木くずの破碎を追加で行おうとした場合、どのような手続きが必要でしょうか？

事例4 答え

処分業者であるD社は、廃プラスチック類の破碎施設(50t/日、15条施設)を保有している。
当該破碎施設で、廃プラスチックの他に木くずの破碎(50t/日)を追加で行おうとした場合、どのような手続きが必要か？

施設

木くずの破碎施設は15条施設に該当するため、新規の設置許可申請の手続きが必要である。

処分業

処理品目の追加は事業の範囲の変更に該当するため、変更許可申請の手続きを行う必要がある。

36

施設としては、木くずの破碎施設は15条施設に該当するため、事前に新規の設置許可申請手続きが必要です。

処分業については、処理品目の追加は事業の範囲の変更に該当するため、事前に変更許可申請の手続きを行う必要があります。

事例5

処分業者であるE社は、廃プラスチック類の破碎施設(50 t/日、15条施設)を保有している。

川崎市内で産業廃棄物処分業の許可を持たないF社が廃プラスチック類の破碎施設を借り受けて、E社から事業を引き継いで川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要か？

37

それでは次の事例について考えていきましょう。

処分業者であるE社は、1日当たり50tの処理能力を持つ廃プラスチック類の破碎施設を保有しています。

川崎市内で産業廃棄物処分業の許可を持たないF社が廃プラスチック類の破碎施設を借り受けて、E社から事業を引き継いで川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要になるのでしょうか？

事例5 答え

処分業者であるE社は、**廃プラスチック類の破碎施設(50t/日、15条施設)**を保有している。

川崎市内で産業廃棄物処分業の許可を持たないF社が**廃プラスチック類の破碎施設**を借り受けて、E社から事業を引き継いで川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要か？

施設

F社は、E社から施設を借り受けるため、**処理施設借受けの許可申請**の手続きが必要である。

処分業

F社は、川崎市内で新たに事業を開始するため、**新規の処分業許可申請**の手続きが必要である。

E社は、事務所及び事業場の所在地の変更(一部廃止)に当たるため、産業廃棄物処分業の変更届の提出が必要である。

38

F社は、産業廃棄物処理施設については施設を借り受けるため、事前に処理施設借受けの手続きが必要です。処分業については、新たに川崎市内で事業を行うことになるため、新規の処分業許可申請の手続きが必要です。

E社は、処分業については事務所及び事業場の所在地の変更に当たるため、F社への事業引継後に産業廃棄物処分業変更届の提出が必要です。

事例6

処分業者であるG社は、木くずの破碎施設(50t/日、15条施設)を保有し、G社とグループ会社である処理業者H社は、木くずの焼却施設(100t/日、15条施設)を保有している。

G社の事業見直しで廃棄物処理部門がH社に吸収され、G社の木くずの破碎施設(50t/日、15条施設)は、H社が承継することになった。G社からの事業も引き継いでH社が川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要か？

39

それでは最後の事例について考えていきましょう。

処分業者であるG社は、木くずの破碎施設(50 t/日、15条施設)を保有し、G社とグループ会社である処理業者H社は、木くずの焼却施設(100 t/日、15条施設)を保有しています。

G社の事業見直しで廃棄物処理部門がH社に吸収され、G社の木くずの破碎施設(50 t/日、15条施設)は、H社が承継することになった。G社からの事業も引き継いでH社が川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要か？

事例6 答え

処分業者であるG社は、[木くずの破碎施設\(50t/日、15条施設\)](#)を保有し、G社とグループ会社である処理業者H社は、[木くずの焼却施設\(100t/日、15条施設\)](#)を保有している。G社の事業見直しで廃棄物処理部門がH社に吸収され、G社の[木くずの破碎施設\(50t/日、15条施設\)](#)は、H社が承継することになった。G社からの事業も引き継いでH社が川崎市内で処分業を行おうとする場合、どのような手続きが必要か？

施設

G社の事業が分割され、H社がG社の事業を吸収して[木くずの破碎施設](#)を承継することから、分割の認可申請の手続きが必要である。

処分業

H社は、処分方法(破碎)が追加となることから、事業の範囲の変更に該当するため、[変更許可申請](#)の手続きを行う必要がある。G社は処分業の廃止届出書の提出が必要となる。

40

G社の事業が分割され、H社がG社の事業を吸収して木くずの破碎施設を承継することから、分割の認可申請の手続きが必要になります。

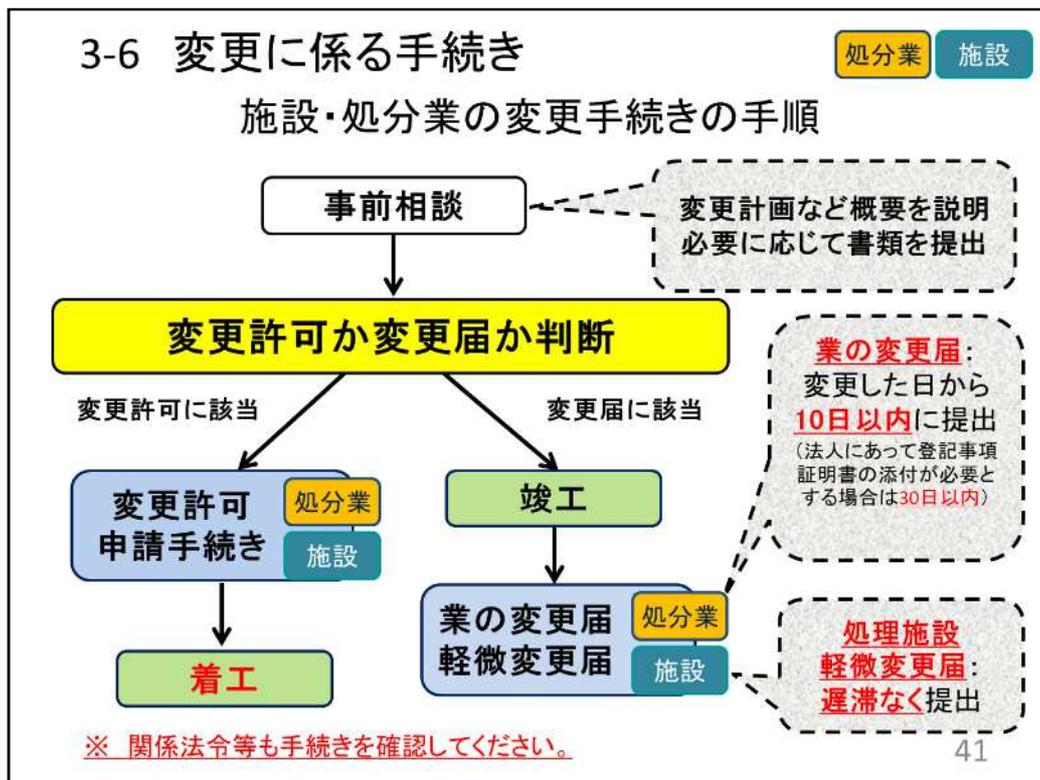
なお、この場合の分割認可申請書の申請者は、G社とH社の、当事者の連名になります。

しかし一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設は、施設の承継が可能ですが、廃棄物処理業は承継ができません。

H社は、すでに川崎市の産業廃棄物処分業の許可を有しており、これに処分方法(破碎)が追加となることから、事業の範囲の変更に該当するため、産業廃棄物処分業変更許可申請の手続きを行う必要になります。

またG社は産業廃棄物処分業となる処分施設がなくなるので、産業廃棄物処分業の廃止届出書の提出が必要になります。

以上、事例を6つ挙げましたが、何かしらの変更がありましたら、ご相談をお願いします。



変更に関する事例に続きまして、施設・処分業に係る変更手続きの手順について説明します。

変更を計画されている場合は、廃棄物指導課に計画を説明した上で、変更許可にあたるのか、それとも変更届にあたるのかを御確認ください。無許可での変更にならないよう変更前に必ず事前相談を行ってください。

変更届については、処分業の場合は原則変更した日から10日以内、法人で登記事項証明書の添付を必要とする場合（例えば役員変更や本社変更等の場合）は、30日以内に提出と定まっておりますので御注意ください。

また、届出に該当する場合は変更後の届出となりますが、変更許可に該当する場合は変更の許可を受けてから着工となりますので御注意ください。

※ 都市計画審議会や、アセス条例など、工事着工に関する関係法令手続きもありますので、こちらの手続きも確認してください。

変更手続きを怠ってしまうと・・・

法15条施設	施設	処分業	処分業
・施設無許可変更(変更許可) ⇒ 許可取消し		・無許可事業範囲変更(変更許可) ⇒ 処分業許可取消し	
・施設変更に係る届出義務違反(軽微変更) ⇒ 施設の使用停止(30日間) 等		・変更届出義務違反(変更届) ⇒ 事業の停止(30日間) 等	

計画の段階で必ず早めの事前相談を！

42

変更手続きの判断を誤ってしまったり、怠ってしまうと、許可取消しや施設の使用停止、事業の停止につながる場合があります。

繰り返しになりますが、変更の計画の段階で、必ず早めに廃棄物指導課へ御相談ください。

ここで説明しました、これらの許可・届出等に関して、どのような手続きの流れになるのか、どのような書類が必要か、などについては、

下記の手引きを参照してください。

- ・産業廃棄物処分業の手引き(中間処理編)
- ・産業廃棄物処理施設許可・認可申請の手引き(中間処理施設編)
- ・一般廃棄物処理施設許可・認可申請の手引き(中間処理施設編)

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 地球温暖化・災害対策について 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

続いて、情報公開について説明いたします。

4-1 優良産廃処理業者認定制度における 情報公開

規則第10条の4の2第2号

処分業

次の公開事項を、一定期間インターネットで公表し、かつ所定の頻度で更新する必要がある。

①	法人に関する基礎情報
②	事業計画の概要
③	産業廃棄物処理業の許可証の写し
④	処理施設に関する事項
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・ 中間処理後産業廃棄物の処分量
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績
⑩	直前三事業年度の財務諸表
⑪	処理料金の提示方法
⑫	業務を所掌する組織・人員配置
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び 住所を開示することの可否
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度

※ 個人の場合及び収集、運搬についての記載を省略

44

処理業者については、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的として、優良な産業廃棄物処理業者を評価する「優良産廃処理業者認定制度」があります。

この認定を受けた産業廃棄物処理業者は、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与されますが、認定を受ける条件の1つとして、この表に示す公開事項を、一定期間インターネットで公表し、かつ所定の頻度で更新する必要があります。

4-2 焼却施設・PCB処理施設等における情報公開

施設

(法第8条の3第2項、法第15条の2の3第2項 内容まとめ)

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設(焼却施設など、令第5条の2、令第7条の2に規定する施設が対象)の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 公表対象情報 : 維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報
(規則第4条の5の2及び規則第12条の7の2) (過去3年分)
- 公表時期 : 各月の維持管理情報について、その月の翌月の末日まで
- 公表方法 : インターネット等での公表
インターネットでの公表が困難な連続測定記録に関しては、
求めに応じてCD-ROMを配布するなど

45

また、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設等、一部の施設の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。

※産業廃棄物処理施設は令第7条の2に規定する、施設許可時に縦覧対象となっている施設(焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等に係る焼却、分解、洗浄又は分離施設、最終処分場)が、この情報公開の対象に該当します。(現在、施設設置許可を受けた施設で稼働しているのは焼却施設のみ、以前はPCB洗浄施設がありましたが無効になっています。)

※一般廃棄物処理施設は令第5条の2に規定する、施設許可時に縦覧対象となっている施設(焼却施設、最終処分場)が、この情報公開の対象に該当します。

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 **地球温暖化・災害対策について** 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

続いて、地球温暖化・災害対策について御説明いたします。

5-1 川崎市脱炭素経営アクション推進事業者 認定制度を創設します！

処分業

施設

グローバル企業を中心に、自社の排出量のみならず、サプライチェーンも含めた全ての排出量の見える化や削減の取組が広がりにつつあります。

本市では、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度を活用し、脱炭素化に計画的に取り組んでいる中小事業者を「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」として認定するとともに、広報面・資金面など官民連携によりサポートする制度を創設します。

認定取得による主なメリット

○広報面

認定書の発行、認定事業者一覧を市ホームページに公表

○資金面

再エネ・省エネ設備導入への補助制度
市融資制度の保証料補助、金融機関の融資商品との連携

47

市内中小事業者を対象とした、川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度についてご説明します。

本市では、脱炭素化に計画的に取り組んでいる中小事業者を認定し、官民連携によりサポートする制度を令和7年度より創設します。

認定取得による主なメリットとして、広報面では、認定書を発行するとともに、認定事業者の一覧を市ホームページに公表するなど、取組のアピールに活用いただけます。

資金面では、再エネ・省エネ設備導入への補助制度や市融資制度の保証料補助、金融機関の融資商品との連携等、本認定制度と連携するメニューを御利用いただけるようになります。

5-2 川崎市中小規模事業者用 脱炭素化取組計画書・報告書制度

処分業

施設

本市では、サプライチェーンの一翼をなす中小規模事業者の脱炭素化に向けた取組を推進するため、温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの導入状況などを見える化し、取組を評価・公表する制度を運用しています。

制度のイメージ

計画書

3年間の計画
(主な記載内容)
・温室効果ガス削減目標
・再エネルギー導入目標

報告書

計画書の
翌年から3年間
(主な記載内容)
・実績、取組結果

市に提出

市HPで
概要と評価結果
を公表

制度等の詳細はこちらから
脱炭素戦略推進室 ウェブページ
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158821.html>



48

続いて、川崎市中小規模事業者用脱炭素化取組計画書・報告書制度についてご説明します。

本市では、サプライチェーンの一翼をなす中小規模事業者の脱炭素化に向けた取組を推進するため、温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの導入状況などを見える化し、取組を評価・公表する制度を運用しています。

制度等の詳細につきましては、下のQRコードから脱炭素戦略推進室のウェブページを御覧ください。

5-3 川崎市「脱炭素行動宣言」を募集しています！

処分業

施設

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な行動につなげるため、CC川崎エコ会議と共同で「脱炭素行動宣言」を募集しています。
申請いただいた方には認証書を交付させていただきます。
市民・事業者・行政が一丸となって、2050年CO₂排出実質ゼロを目指していきましょう！

宣言例

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「20●●年」までに

- ・社員の意識啓発を行い、CO₂排出量を●%削減します。
- ・照明を●%LED化します。
- ・営業車●台を次世代自動車にします。
- ・●件イベント・セミナー等に出展し、CO₂の削減に貢献します。
- ・再生エネルギーを導入します。
- ・環境に配慮した機器を導入し、●%電気使用量を削減します。

※申請いただいた方(口)は、年に一度「取組結果報告書」を提出していただきます。



※認証書イメージ

申請方法等の詳細はこちらから
脱炭素戦略推進室 ウェブページ
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000144394.html>



49

また、脱炭素社会の実現に向けて、具体的な行動変容の促進につなげるため、CC川崎エコ会議と共同で「脱炭素行動宣言」を引き続き募集しています。
申請いただいた方には、認証書を交付させていただきます。

詳細につきましては、下のQRコードから脱炭素戦略推進室のウェブページを御覧ください。

5-4 中小企業向け脱炭素経営事例集

処分業

施設

脱炭素経営に取り組む市内中小企業を紹介する事例集です。市内の中小企業が実践している脱炭素経営の事例を紹介するとともに、段階的に脱炭素経営に取り組めるようフローチャートやワークシートを掲載しています。また、川崎市の脱炭素化に向けた支援策も紹介しています。

掲載内容

- ・脱炭素経営に向けた4つのステップ
- ・脱炭素経営に向けたフローチャート
- ・脱炭素経営を実践している中小企業の事例紹介（令和7年度事例追加予定）
- ・脱炭素経営に取り組むメリットなど
- ・脱炭素経営に向けたワークシート
- ・中小企業の脱炭素化に向けた川崎市の支援策
- ・中小企業の省エネ取組事例（令和7年度追加予定）



事例集の詳細はこちらから
脱炭素戦略推進室 ウェブページ
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000165720.html>



50

脱炭素経営に取り組む市内中小企業を紹介する事例集を作成しています。市内の中小企業が実践している脱炭素経営の事例を紹介するとともに、段階的に脱炭素経営に取り組めるようフローチャートやワークシートを掲載しています。また、川崎市の脱炭素化に向けた支援策も紹介しています。

詳細につきましては、下のQRコードから脱炭素戦略推進室のウェブページを御覧ください。

5-5 災害・緊急時に向けた備えについて

近年、地震や豪雨による被害が多数報告されており、特に首都圏における直下型地震の可能性も指摘されています。



企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を決めておくことが重要です。

近年、地震や豪雨による被害が多数報告されており、特に首都圏における直下型地震の可能性も指摘されています。

企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を決めておくことが重要です。

5-6 事業計画書提出にあたって

令和4年度から事業計画書を提出される際は次の事項を確認させていただきます。

- 1 脱炭素化に向けた取組体制の構築状況、廃プラスチック類等の再生利用の推進、車両・施設の省エネルギー対策の内容や予定等
- 2 災害時に備えたBCP作成の有無
- 3 法第15条の2の5等の災害廃棄物特例等の活用を想定した災害廃棄物処理に関する計画

「産業廃棄物の処理に関するBCPの作成ガイドライン」を策定しましたので、緊急時における業務継続体制の構築にご活用下さい。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000140691.html>



52

令和4年度以降、事業計画書を提出される際は、脱炭素化に向けた取組体制の構築状況、廃プラスチック類等の再生利用の推進、車両・施設の省エネルギー対策の内容や予定等、災害時に備えたBCPの策定の有無、法第15条の2の5等の災害廃棄物特例等の活用を想定した災害廃棄物処理に関する計画を確認させていただきます。

引き続きご協力をお願いします。

特に緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業継続や早期復旧を可能とするため、方法や手段を決めておくことが重要となりますので、BCPの作成ガイドライン等を参照のうえ、BCPを作成するようお願いします。

詳細につきましては、下のQRコードから産業廃棄物の処理に関するBCPの作成ガイドラインを御覧ください。

目次

- 1 立入検査について 処分業 施設
- 2 技術上の基準について 施設
- 3 変更の許可と届出について 処分業 施設
- 4 情報公開について 処分業 施設
- 5 地球温暖化・災害対策について 処分業 施設
- 6 補助事業等について 処分業 施設

最後に、補助事業等について御説明します。

6-1 環境技術に関する産学公民連携事業

処分業

施設

■公募型共同研究事業

年度毎に実施し、市が定める期間内に公募する共同研究です。
年度末までに成果を得ることを条件として研究事業を委託します。(委託費の上限は200万円、3月～4月頃に下記HPに募集内容を掲載します。)

■連携型共同研究事業

研究費の支援はございませんが、年間を通して随時受付をしているため、協定書を締結後、すぐに研究を開始することができます。

環境総合研究所主催のセミナーで情報発信することも可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-10-5-0-0-0-0-0-0-0.html>



54

川崎市環境総合研究所が実施している、環境技術に関する産学公民連携事業について御説明します。

公募型共同研究事業は、期間を定めて共同研究を募集し、審査の上決定します。市から年間最大で、200万円の研究費の支援があります。

連携型共同研究事業は、研究費の支援はございませんが、年間を通じて募集しております。

この共同研究は、川崎市の資源と共同研究者の資源、双方の資源を提供し合うことによりお互いにメリットを享受する両者にとってプラスの事業となっています。

6-2 市内事業者エコ化支援補助金

処分業

施設

中小規模事業者を対象に太陽光発電設備等の導入や空調設備等の更新を補助します！
令和7年度は、補助率を引き上げました！

対象事業	対象事業者	補助金額
再生可能エネルギー源 利用設備の導入 (太陽光発電設備等)	・中小企業者 ・学校法人 ・医療法人 ・社会福祉法人	・補助対象経費の1/3 (上限200万円) ・太陽光発電設備を導入する場合、別途加算有(上限20万円)
省エネルギー型設備の 更新 (空調、燃焼設備等)	・中小企業者	・補助対象経費の1/4 (上限150万円)

令和7年度から、一部の「低CO2川崎ブランド」「川崎CNブランド」認定製品も補助対象になります。また、令和4年度から令和6年度に「低CO2川崎ブランド」「川崎CNブランド」の認定を受けた空調を導入する場合、別途加算があります。(対象製品はHPで公表します。)

令和6年度の募集は終了しています。

令和7年度の補助制度の詳細は4月1日に下記HPで公表します。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html>



55

続いて、市内中小事業者を対象とした、エコ化支援補助金について御案内します。

川崎市環境局脱炭素戦略推進室では、中小規模事業者が太陽光発電設備等の導入や、空調設備等の更新をする場合に、補助金を交付しています。

令和7年度は補助率を引き上げました。

また、令和7年度から、一部の「低CO2川崎ブランド」「川崎CNブランド」認定製品も補助対象になります。

さらに、令和4年度から令和6年度に「低CO2川崎ブランド」「川崎CNブランド」の認定を受けた空調を導入する場合、別途加算があります。

令和6年度の募集は終了していますが、令和7年度の補助制度の詳細は4月1日にホームページで公表しますので、そちらをご確認ください。

6-3 令和7年度政府支援事業(一部抜粋)

処分業

施設

■環境省事業

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/>

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業)

先進的な資源循環投資促進事業(経済産業省連携事業)

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための

高度化設備導入等促進事業

脱炭素型循環経済システム構築促進事業



56

続いて、令和7年度政府支援事業の御案内です。

環境省による補助事業のうち、資源循環や脱炭素化に係るものを一部抜粋しました。

補助事業の詳細は環境省のウェブページを御覧ください。

6-4 廃棄物を用いた試験研究について

処分業

施設

川崎市内において廃棄物を用いた試験研究を計画している場合には、事前に試験研究計画書を提出し、計画の内容が試験研究に該当するか否かについて市の判断を受けてください。

・営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は産業廃棄物処理業等の許可は不要であり、当該試験研究にのみ使用する施設は産業廃棄物処理施設の許可不要とされています。（環境省通知（平成18年3月31日付け環廃産発060331001号））

・試験研究に該当するか否かについては、環境省通知の趣旨を鑑みて判断します。（環境省通知は産業廃棄物に係るものですが、本市では一般廃棄物についてもこれに準じた取扱いをしています）。

57

営利を目的とせず、学術研究・処理施設の整備・処理技術の改良・考案・発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物処理業等の許可は不要であり、当該試験研究にのみ使用する施設は産業廃棄物処理施設の許可不要とされています。

川崎市内において、廃棄物を用いた試験研究を計画している場合には、事前に試験研究計画書を提出し、計画の内容が試験研究に該当するか否かについて市の判断を受けてください。

今後も適正な廃棄物処理を行ってくださいますよう、御協力願います。

講習資料をご覧いただいた事業者様はアンケートに御協力をお願いいたします。

アンケート回答フォーム
<https://logoform.jp/form/FUQz/517455>



58

今後も適正な廃棄物処理を行ってくださいますよう、御協力をお願いいたします。
また、講習資料をご覧になられた事業者様はアンケートに御回答いただけますようお願いいたします。